

岐阜県税条例の一部を改正する条例について

岐阜県税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十七第一項中「掲げる自動車を」を「定める自動車を」に、「環境性能割」を「当該自動車に対して課する環境性能割」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 天災その他の災害（以下この号及び次項において「天災等」という。）の被災者 当該天災等により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車として規則で定めるもの
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関を開設する者で規則で定めるもの 救急又はへき地巡回診療のため使用する自動車
- 三 身体障害者（身体に障害を有する者のうち歩行が困難な者で規則で定めるものに限る。次号及び第五号並びに第八十五条の二第一項第三号において同じ。）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条に規定する精神障害者のうち歩行が困難な者で規則で定めるものに限る。次号及び第五号並びに第八十五条の二第一項第三号において同じ。）その者が運転する自動車又はその者と生計を一にする者が専ら規則で定める目的のために運転する自動車
- 四 身体障害者（年齢十八歳未満の者に限る。）又は精神障害者と生計を一にする者 当該精神障害者が運転する自動車又は当該身体障害者若しくは当該精神障害者と生計を一にする者が専ら規則で定める目的のために運転する自動車
- 五 身体障害者又は精神障害者（以下この号及び第八十五条の二第一項第三号において「身体障害者等」という。）のみで構成される世帯の身体障害者等 当該世帯の身体障害者等を介護する者で規則で定めるものが専ら規則で定める目的のために運転する自動車
- 六 構造上身体障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者をいう。次号及び第八十五条の二第一項第四号において同じ。）の利用に専ら供するための自動車で規則で定めるものを取得しようとする者 当該自動車

七 構造上身体障害者若しくは精神障害者の利用に供するための自動車で身体障害者若しくは精神障害者以外の者の利用にも併せて供されるもの又は専ら身体障害者若しくは精神障害者が運転するための構造変更がなされた自動車（営業用のものに限る。）を取得しようとする者 当該自動車

八 前各号に掲げる者のほか、公益その他特別の事情により知事が減免を必要と認めたる者 減免を必要とする自動車

第七十二条の十七第四項中「第一項第四号」を「第一項第三号から第五号まで」に、「によつて」を「により」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで」を「第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第二項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、天災等の被災者が当該天災等の前に自動車を取得し、かつ、その直後に当該天災等により当該自動車が減失し、又は損壊した場合（規則で定める場合に限る。）は、規則で定めるところにより、当該自動車に対して課する環境性能割を減免することができる。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

## 提 案 説 明

心身障害等に係る自動車税環境性能割の減免の対象範囲を拡大するため、この条例を定めようとする。